

UBS合併裁定戦略ファンド(SMA専用)

追加型投信／内外／株式

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。
- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

＜照会先＞ **UBSアセット・マネジメント株式会社**
ホームページアドレス :<http://www.ubs.com/japanfunds/>
電話番号:03-5293-3700(営業日の9:00～17:00)

商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類		属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	グローバル (含む日本)	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載されている「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

「UBS合併裁定戦略ファンド(SMA専用)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年9月24日に関東財務局長に提出しており、2019年10月10日にその届出の効力が生じております。

[委託会社] (ファンドの運用の指図を行う者)

UBSアセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号
設立／1996年4月1日(ユービーエス投資顧問株式会社設立)
資本金／22億円(2019年6月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額／9,038億円(2019年6月末現在)

[受託会社] (ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

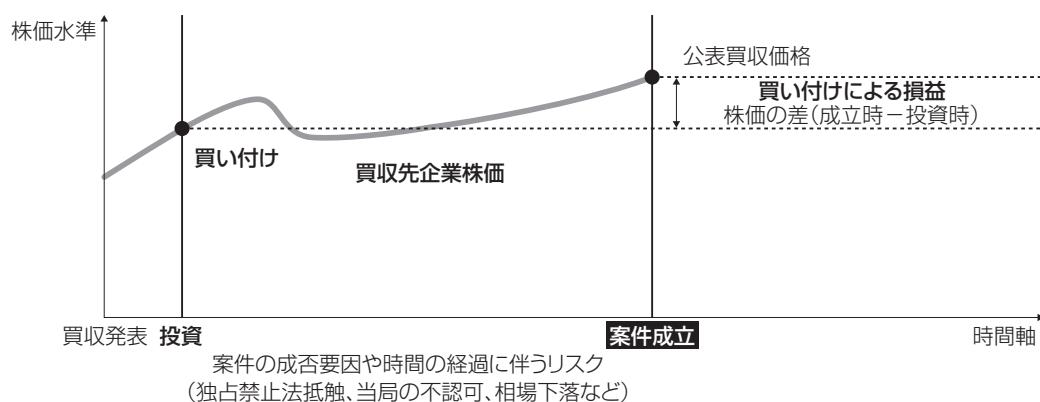
投資信託証券への投資を通じて、主として、公表された合併や買収案件等において、合併案件の公表買収価格と買収先企業または買収元企業の案件成立前の株価の差異を捉える等、収益を積み上げることにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

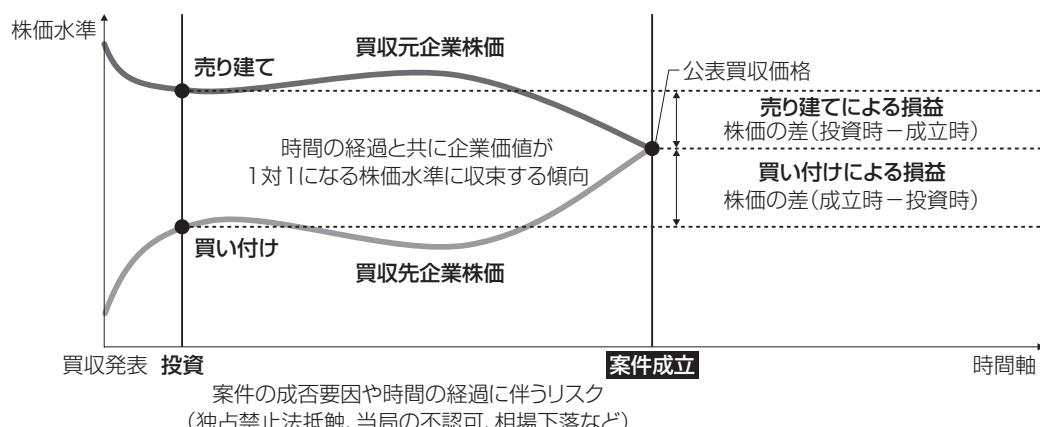
- 1 主として、世界各国(日本を含みます)の企業の株式*を実質的な主要投資対象とし、公表された合併・買収案件等において、買収先企業の株式を買い付け、または買収先企業の株式を買い付けると同時に買収元企業の株式を売り建てる基本戦略とします。これにより公表買収価格と案件成立前の株価との差を収益の源泉とし、それらの積み上げにより収益の獲得を目指します。

*関連する上場デリバティブ商品等を活用することがあります。

<現金による合併・買収の場合>



<1対1の株式交換による合併・買収の場合>



*上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。当ファンドにおける合併裁定戦略の投資成果を保証するものではなく、買い付け、または売り建てた株式が予想された値動きをしない場合があります。

*また、上記の株価推移は、一般的な傾向を示したものであり、案件成立までに発生したイベントや市場状況等の影響を受けるため、必ずしも上記例示の通り推移することを保証するものではありません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2 主要投資対象である外国投資信託の運用はUBSグループの資産運用部門であるUBSアセット・マネジメント・グループ^{*1}に属しているUBS オコーナー・エルエルシー^{*2}が行います。

*1 UBSアセット・マネジメント・グループは、UBSグループの資産運用部門として、世界22カ国に約3,400名の従業員を擁し、約90兆円の資産を運用するグローバルな資産運用グループです。(2019年6月末現在)

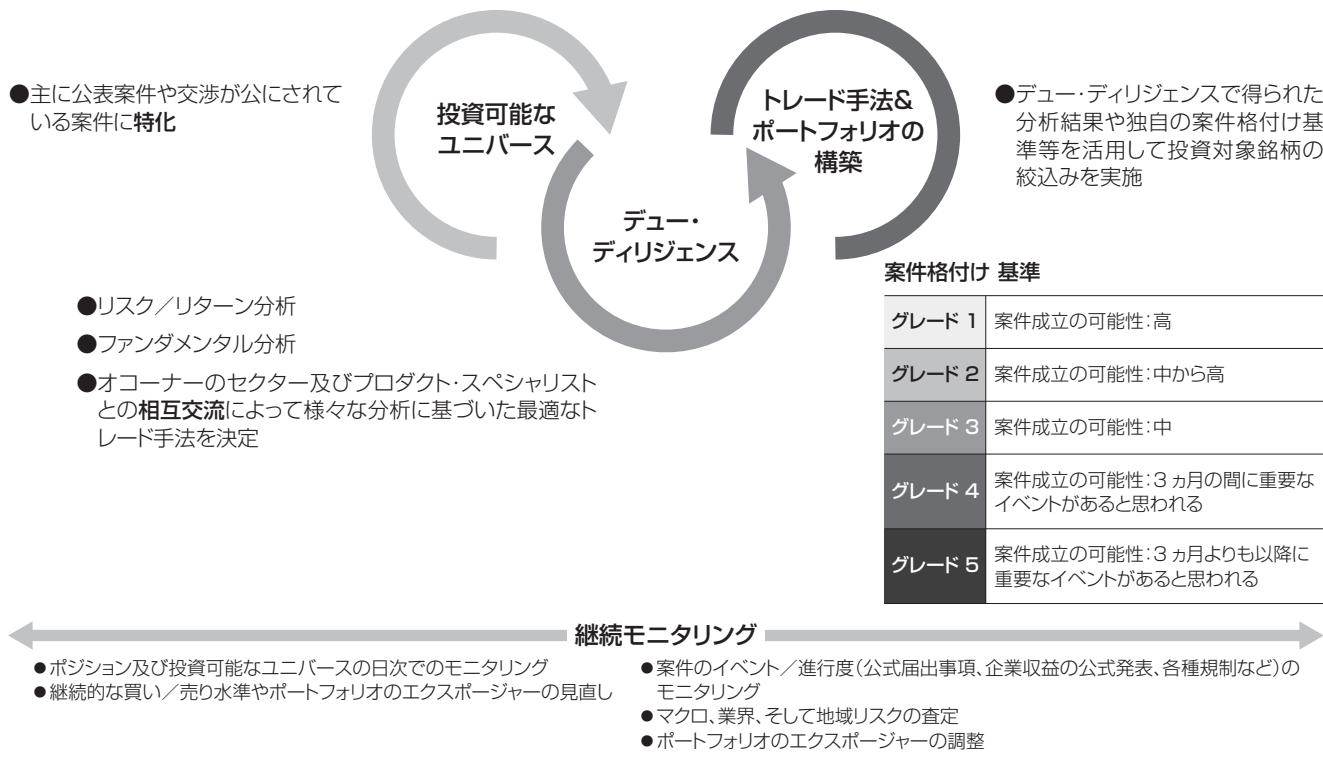
*2 UBS オコーナー・エルエルシーの合併買収裁定戦略運用チームが行います。UBS オコーナー・エルエルシーの運用資産残高は、約43億米ドル(約4,810億円)(2019年4月1日時点)です。

3 外国投資信託において、実質外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行います。

◎ 運用プロセス

資本構造分析やセクター間の投資機会および投資リスクの特定、案件の格付けと、その見直し等、UBS オコーナー・エルエルシーの豊富な知識を活用した運用プロセスに沿って、ポートフォリオの構築・管理を行っています。

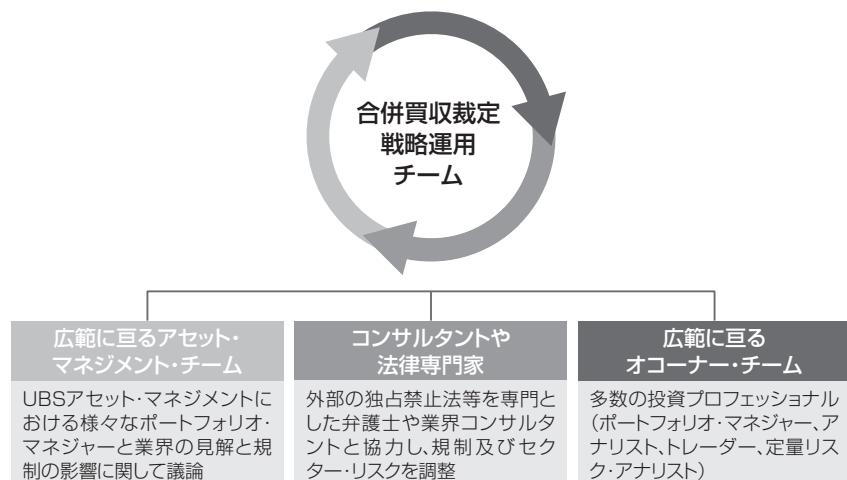
※当該運用プロセスは、UBSオコーナー・エルエルシーによる外国投資信託の運用について記載しています。



2019年9月末現在

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◎合併買収裁定戦略運用チーム



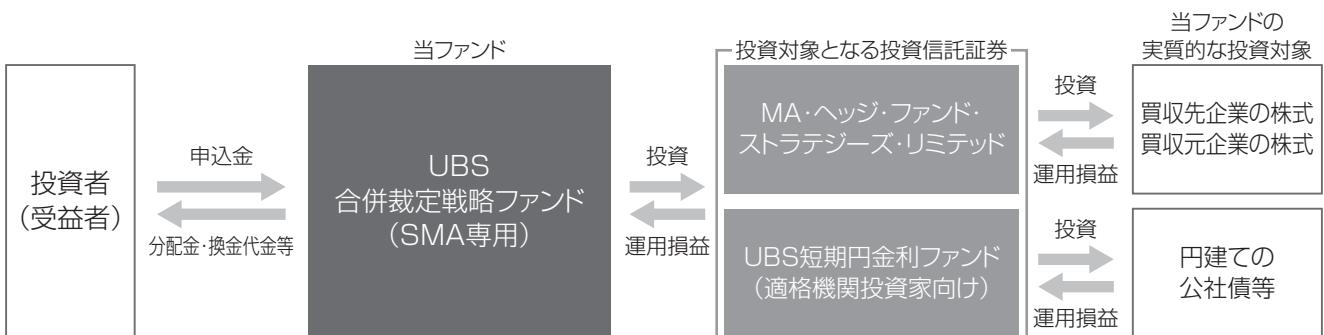
2019年9月末現在

◎ ファンドの仕組み

- 当ファンドは、「MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド」および「UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 「MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド」(以下「指定外国投資信託」といいます。)の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。

[ファンド・オブ・ファンズについて]

ファンド・オブ・ファンズとは、主として投資信託証券に投資するものをいいます。



資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■ ファンドが投資対象とする投資信託の概要

投資信託証券の名称	MA・ヘッジ・ファンド・ストラテジーズ・リミテッド
形態	ケイマン籍外国投資信託(円建て)
運用の基本方針	主として、公表された合併や買収案件等において、合併案件の公表買収価格と買収先企業または買収元企業の案件成立前の株価の差異を捉える等、収益を積み上げることを目指して運用を行います。
主な投資対象	主として世界各国(日本を含みます。)の企業の株式に投資を行います。なお、関連する上場デリバティブ商品等に投資を行うことがあります。
投資運用会社	UBSオコーナー・エルエルシー(UBS O'Connor LLC)

投資信託証券の名称	UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)
形態	国内籍追加型株式投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社

◎ 主な投資制限

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・株式への直接投資は行いません。
- ・外貨建資産への直接投資は行いません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ・デリバティブ取引の直接利用は行いません。

◎ 分配方針

毎決算時(毎年9月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- ・収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ 株式の価格変動リスク

・ 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

・ 信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収ができなくなることがあります、その場合には基準価額に影響を与える要因になります。

■ 当ファンドの戦略に係るリスク

- ・ 買い付けたまたは売り建てた合併・買収案件に係る株価の見通しが予測と異なった場合は、基準価額の下落要因となります。
- ・ 銘柄を絞り込み集中投資を行うため、より多くの銘柄に分散投資を行う場合に比べ、銘柄当たりの株価変動による影響が大きくなる可能性があります。
- ・ デリバティブ取引を活用し、取引相手方の債務不履行により損失が発生した場合は、基準価額の下落要因となります。
- ・ 買収先企業の株価は買収価格以上になる可能性は低いため、株式市場が大きく上昇した場合でも買い付けた株式による収益は限定される場合があります。

■ 解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク

短期間に相当額の解約申込があった場合や、市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。また、新興国の株式は先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないので、流動性リスクが高まる場合があります。

■ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

■ 為替変動リスク

投資先指定外国投資信託において、実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該実質外貨建資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

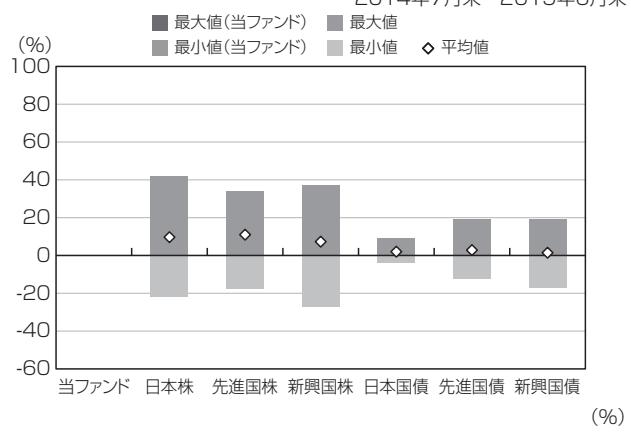
(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2014年7月末～2019年6月末



*上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2014年7月から2019年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。

■各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指標のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関する資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社東京証券取引所に帰属します。

・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページでご確認いただける予定です。

基準価額・純資産の推移

当ファンドは2019年10月11日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

分配の推移

当ファンドは2019年10月11日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドは2019年10月11日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

年間収益率の推移

当ファンドは2019年10月11日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

手続・手数料等

お申込メモ

当ファンドは、SMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)に係る契約に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。

購入申込者は、販売会社に、SMA取引口座を開設した者等に限るものとします。

購入単位	販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	当初申込期間:1口当たり1円 継続申込期間:購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	当初申込期間:2019年10月10日 ※当初申込期間中は、委託会社の関係会社の資金により設定を行うため、一般投資家向けの募集等の取扱いは行いません。 継続申込期間:2019年10月11日から2020年12月25日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	該当事項はありません。
購入・換金不可日	買付・換金申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、ダブリンの銀行、もしくはケイマンの銀行の休業日(以下「海外市場の休日」といいます。)と同日の場合および買付・換金申込日の翌営業日が海外市場の休業日と同日の場合には、原則として購入・換金申込の受付を行いません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、買付・換金申込の受付を中止することおよび既に受けた買付・換金申込を取り消すことができます。
信託期間	2019年10月11日から2029年9月25日まで ※受益者に有利であると認めたときは信託期間の延長をすることができます。
繰上償還	主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合には、ファンドは繰上償還されます。 また、次のいずれかの場合には、委託会社は当該信託契約を終了させることができます。 ・受益者のため有益であると認めた場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	原則として毎年9月25日(休業日の場合は翌営業日) 第1期決算日は、2020年9月25日とします。
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
信託金の限度額	300億円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知りたい受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。益金不算入制度および配当控除は適用されません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

- 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	ございません。
換金時	信託財産留保額	ございません。

- 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド 日々の純資産総額に年率0.209%(税抜年率0.19%)を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示) 委託会社 0.04% 委託した資金の運用の対価 販売会社 0.12% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 受託会社 0.03% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価 ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
	投資対象とする 投資信託証券	ファンドの純資産総額に対して年率0.60%程度+成功報酬 ^(注) (委託会社が試算した概算値) (注)月末最終営業日時点の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク(過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値)を上回った場合、超過部分の15%が成功報酬としてかかります。 ※当ファンドの委託会社は、投資先ファンドの関係法人(UBSグループの関係会社)との契約に基づき、当ファンドに関連して、当該関係法人が当該投資先ファンドにおいて受取った報酬の一部を受領する場合があります。
	実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して年率0.809%程度+成功報酬 ^(注) (注)成功報酬は運用状況によって変動しますので、事前に金額を表示することはできません。
その他の費用・ 手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用	
	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
	印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等
実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用		
売買委託手数料 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料		
保管費用 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用		
※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。		
※投資先ファンドの運営に係る実費は、当該投資先ファンドにおいて発生の都度支払われます。		

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

[税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2019年6月末現在のものです。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

MEMO

MEMO

